

首長が傷病等により自ら意思表示をすることが困難となった
場合の対応に関する制度の整備を求める意見書

普通地方公共団体の首長は、住民の直接選挙によってその地位に就き、地方自治体における行政執行の最高責任者として、極めて重要かつ重い責任を担っている。

そのため、地方自治法第145条の規定に基づく退職の申出は、首長本人の自発的な意思表示による必要があり、いくら家族等の関係者であっても代理人が辞職届を提出することは法的に無効と判断される。

また、職務代理者制度による対応にも、一身専属的な公法上の権利行使における代理権の限界等の課題が存在する。

重篤な傷病等により自ら意思表示をすることが困難となる場合は、誰にでも起こりうるにもかかわらず、首長本人の意思表示を伴わずにその職を退かせる手段は、有権者の署名による解職請求、あるいは議会による不信任決議しかない。

実際、公務中に倒れ自ら意思表示をすることが困難となった首長への対応として、地方行政の停滞を避けるため、議会が苦渋の判断で不信任決議案を可決せざるを得なかった事態が本県において発生している。

このような事態は、多年にわたり地域社会に貢献し、何ら政治的・道義的な落ち度のない首長の名誉を著しく損なう懸念がある。

よって、国においては、首長が重篤な傷病等により自ら意思表示をすることが困難となった場合においても、地方行政の円滑な運営と首長の尊厳および名誉ある退職を両立するため、必要な制度の整備を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月9日

秋田県議会議長 工藤 嘉範

衆議院議長	森	英介	様
参議院議長	関口	昌一	様
内閣総理大臣	高市	早苗	様
総務大臣	林	芳正	様